～助成対象戸数と申請できる上限戸数について～

１ 福祉避難所※当たりの助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。（最大２０戸）

※（イ）災害時協定締結事業所要件の場合は、「災害時協定締結事業所」と
（ウ）災害要件なし事業所要件の場合は、「申請事業所」と読み替えてください。（以下同様）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
利用定員数	0～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110	111～120	121～130	131～140	141～150	151～160	161～170	171～180	181～190	191～
上限戸数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

＊利用定員数は福祉避難所の収容人数ではありません。

利用定員数及び、上限戸数の考え方については下記のとおりです。

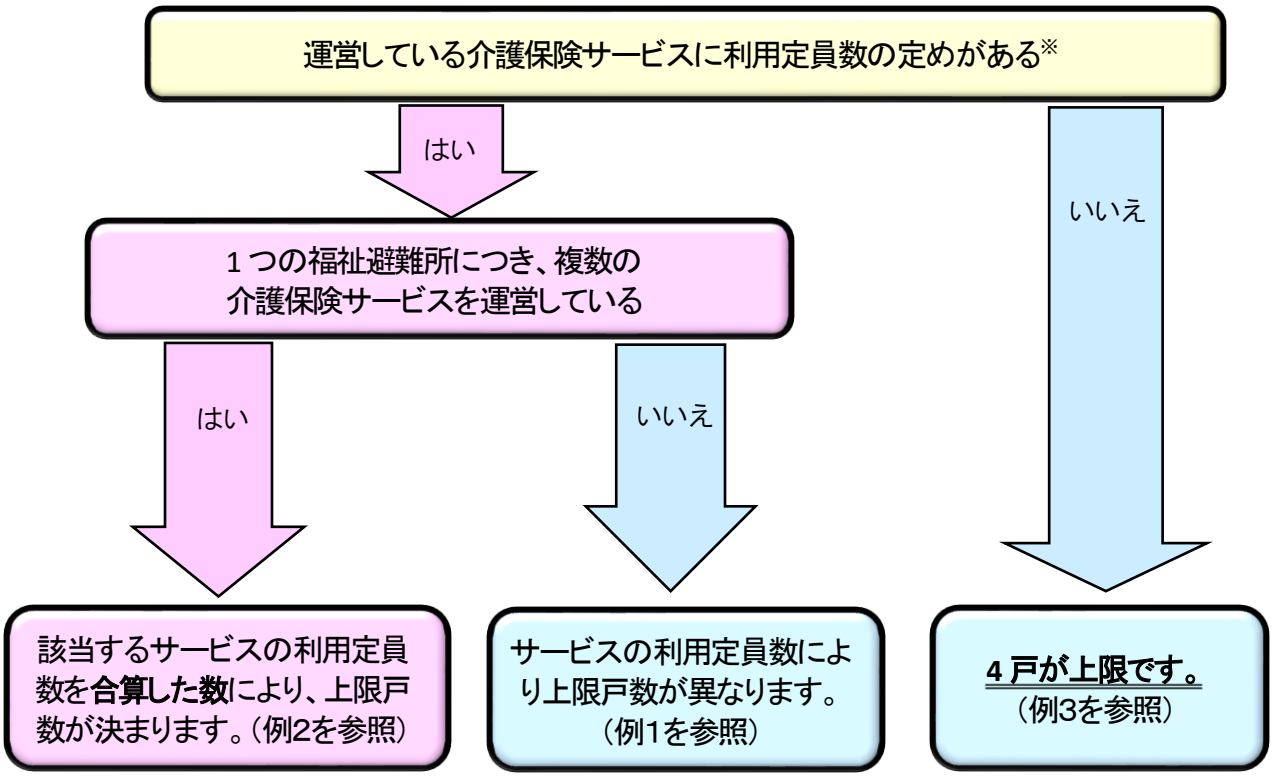

※利用定員数の定めがないサービスは下記のとおりです。（一律４戸が上限）

・訪問介護　・訪問入浴介護　・居宅介護支援

【上限戸数の算出例】

例１《１つの介護保険サービスのみ運営している場合》
特別養護老人ホームを運営していて、利用定員数が１２０名の場合

➡上限戸数は１２戸になります。

例２《複数の介護保険サービスを運営している場合》
特別養護老人ホームと通所介護事業所を運営していて、
利用定員数が特別養護老人ホーム１５０名・通所介護事業所３０名の場合
１５０（名）＋３０（名）＝１８０（名）

➡上限戸数は１８戸になります。

例３《利用定員数の定めのない介護保険サービスのみ運営している場合》
訪問介護事業所を運営していて、利用定員数の定めがない場合（

➡利用定員数の定めがないサービスのため、一律４戸が上限です。

例４《年度内にサービスの利用定員数が増える予定がある場合》
利用定員数が１２０名の介護老人保健施設を運営しているが、
年度内にその利用定員数が１５０名に増える予定がある場合

➡利用定員数は当該年度４月１日時点の数により算定します。
年度内に利用定員数が増える見込みがある場合でも、それは変わりません。
したがって、利用定員数は１２０名で計算し、上限戸数は１２戸になります。

例５《1 福祉避難所内に対象サービスと対象外サービスが所在している場合》
特別養護老人ホームと地域密着型通所介護事業所の２つを運営していて、
利用定員数が特別養護老人ホーム６５名・地域密着型通所介護事業所１５名の場合

➡地域密着型通所介護事業所は助成対象外のため、

特別養護老人ホームの利用定員数６５名で上限戸数を算出し、上限戸数は７戸になります。